定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が第四十三条 次の各号のいずれかに該当するエレベーターで前各章の規(適用除外)	基づき製造されたものであって、前各章の規定を適用することが困難第四十三条 エレベーターのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に(適用除外)
び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり、まくれ及(穴あけ)	生じない方法によってあけられていなければならない。第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが(穴あけ)
(材料) (材料) (材料) (材料) (材料) (材料) (材料) (材料) (材料) (科料) (科料) (科料) (科料) (科料) (科料) (科料) (科科) (科科)	(材料) 第一条 (略) (削る) 二(削る) 二(削る) 二(削る) 二(削る) 二(削る) 二(略) 一(略) 二(略) 一(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二
改正前	改 正 後

は、適用しない。 ものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合する

(削る)

は、この告示の関係規定は、適用しない。前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合に

特殊な構造のエレベーター輸入したエレベーター